

創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギーの自給自足・地産地消による都市機能が構築された「創エネルギーのまち・いとしま」の実現を目指して、再生可能エネルギーの利用と自家消費に資する設備、機器及び車両を設置または購入した市民等に対し、市が予算の範囲内において創エネルギーのまち・いとしま推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、糸島市補助金等交付規則(平成22年1月1日規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1)住宅 糸島市内の戸建の専用住宅または併用住宅の用に供する家屋(これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋または設備を含む。)をいい、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等は含まない。
- (2)事業所 糸島市内に所在し、事業活動が行われる家屋をいい、住宅の用に供する家屋(付属する車庫等の家屋、設備を含む。)を除くものとする。ただし、併用住宅の床面積のうち事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上のものは事業所として扱うものとする。
- (3)事業者 別表第1に規定する者のうち、糸島市内の事業所において現に事業活動を営んでいる者をいう。
- (4)住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいい、本要綱においては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の小数点以下2桁未満切捨)が10kW未満の設備を対象とする。
- (5)事業所用太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいい、本要綱においては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の小数点以下2桁未満切捨)が10kW以上の設備を対象とする。

(補助金の交付対象設備等)

第3条 補助金の交付対象となる設備、機器及び車両(以下「補助対象物件」という。)は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1)住宅用蓄電池 別表第2に定める(ア)の要件を全て満たす設備
- (2)事業所用蓄電池 別表第2に定める(イ)の要件を全て満たす設備
- (3)ヒートポンプ給湯機等 別表第2に定める(ウ)の要件を全て満たす機器
- (4)住宅用電気自動車等 別表第2に定める(エ)の要件を全て満たす車両
- (5)事業所用電気自動車等 別表第2に定める(オ)の要件を全て満たす車両

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1)糸島市税を滞納していない者
- (2)糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者(法人である場合はその役員を含む)
- (3)糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない者(法人である場合はその役員を含む)
- (4)本要綱に基づく補助金を受ける補助対象物件に対し、糸島市脱炭素推進重点対策加速化事

業による補助を受けていない、または受ける予定がない者
(5)別表第3において補助対象物件ごとに定める補助対象者の要件を全て満たす者
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第4により補助対象物件ごとに定める。

2 補助対象者が同一の会計年度において補助対象物件ごとに受けられる補助金の交付回数は1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する交付申請期限の日までに、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、提出を要する書類の不備がない状態をもって受け付けるものとし、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行う。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び補助金交付決定額を決定し、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付等決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとし、市長はこれにより補助金を交付するものとする。

(現地調査等)

第9条 市長は補助金の交付事務を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて申請者または補助事業者に対し報告を求め、または現地調査等を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)補助事業者が、法令等または法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合

(2)補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消を行った場合は、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知する。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金を交付しているときは、期限を付して、本要綱とは別に定める基準に従い当該補助金の返還額を計算し、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金返還命令書(様式第5号)により、補助事業者に返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理義務等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等による騒音や振動等による近隣への影響を生じないように、設置場所や使用時間について配慮するように努め、トラブル等が発生したときは、自身の責任において対応しなければならない。

3 補助事業者は、別表第6に定める法定耐用年数の期間内に、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(以下

「財産処分」という。)を行うときは、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金財産処分等承認申請書(様式第6号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由による場合は、この限りではない。

- 4 市長は、前項の規定により承認の求めを受けたときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金財産処分等承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知する。なお、市長は、期限を付して、本要綱とは別に定める基準に従い当該補助金の返還額を計算し、返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、法定耐用年数を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係) 事業者の定義

<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社</p> <p>(2)法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等</p> <p>(3)医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>(4)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>(5)私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人</p> <p>(6)個人事業主</p>
--

別表第2(第3条関係) 補助対象物件

種類	補助対象物件の要件
(ア)住宅用蓄電池	<p>①第6条の規定による交付申請の時点において住宅用太陽光発電設備を設置済の住宅に設置された設備</p> <p>②設備の設置にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から起算して1年以内の設備</p> <p>※設備の設置にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日が、令和7年4月1日から同年6月30日までの間にある場合は、期間を3か月延長する。</p> <p>③住宅に設置済の住宅用太陽光発電設備により蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備</p> <p>④商用化され、導入実績がある設備</p> <p>⑤中古設備ではない設備</p> <p>⑥既存設備の増設でない設備</p> <p>⑦メーカー保証が付与されている設備</p> <p>⑧設置費用が別表第4(ア)に定める補助金の額以上である設備</p> <p>⑨蓄電容量が20kWh以下の設備</p> <p>⑩以下の仕様に適合する設備</p> <p>ア. 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの。</p> <p>※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>イ. 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(a)初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は</p>

含まない(算出方法については、JIS C 4413を参照すること)。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【例】使用済み蓄電池の廃棄に関しては当社担当窓口へご連絡下さい。

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ. 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2またはIEC62619の規格を満足すること。

エ. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1もしくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつIECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

カ. 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

<p>(イ) 事業所用蓄電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①第6条の規定による交付申請の時点において事業所用太陽光発電設備を設置済の事業所に設置された設備 ②令和8年7月1日以降に契約を締結し、設置された設備 ③設備の設置にかかる代金の支払日または補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から起算して1年以内の設備 ④事業所に設置済の事業所用太陽光発電設備により蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備 ⑤商用化され、導入実績がある設備 ⑥中古設備ではない設備 ⑦既存設備の増設でない設備 ⑧メーカー保証が付与されている設備 ⑨設置費用が別表第4(イ)に定める補助金の額以上である設備 ⑩蓄電容量が20kWh超の設備 ⑪糸島市火災予防条例(平成22年1月1日条例第179号)で定める安全基準の対象となる蓄電システム
<p>(ウ) ヒートポンプ給湯機等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①第6条の規定による交付申請の時点において住宅用太陽光発電設備を設置済の住宅に設置された機器(住宅用太陽光発電設備と同時に設置される設備を含む。) ②機器の設置にかかる代金の支払日または補助対象機器の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から起算して1年以内の機器 ※機器の設置にかかる代金の支払日または補助対象機器の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日が、令和7年4月1日から同年6月30日までの間にある場合は、期間を3か月延長する。 ③経済産業省「給湯省エネ事業」の補助対象として製品型番リストに登録されているヒートポンプ給湯機または電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機のうち、インターネットに接続可能で、昼間の再エネ電気を自家消費する機能を有する機器 ④商用化され、導入実績がある機器 ⑤中古機器ではない機器 ⑥既存機器の増設でない機器 ⑦メーカー保証が付与されている機器 ⑧設置費用が別表第4(ウ)に定める補助金の額以上である機器
<p>(エ) 住宅用電気自動車等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①自動車検査証において、自家用で登録されている車両 ②第6条の規定による交付申請の時点において住宅用太陽光発電設備を設置済の住宅が自動車検査証において使用の本拠の位置として登録されている車両 ③自動車検査証に記載された初度登録年月の末日から1年以内の車両 ※初度登録年月が令和7年4月から同年6月までの間にある場合は、期間を3か月延長する。 ④経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象として登録されている車両のうち、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車

	<p>⑤日本では初度登録となる中古の輸入車でない車両</p> <p>⑥購入費(車両)が別表第4(エ)に定める補助金の額以上である車両</p>
(オ)事業所用電気自動車等	<p>①自動車検査証において、自家用で登録されている車両</p> <p>②第6条の規定による交付申請の時点において事業所用太陽光発電設備を設置済の事業所が自動車検査証において使用の本拠の位置として登録されている車両</p> <p>③自動車検査証に記載された初度登録年月が令和8年7月以降である車両</p> <p>④経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象として登録されている車両のうち、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車</p> <p>⑤日本では初度登録となる中古の輸入車でない車両</p> <p>⑥購入費(車両)が別表第4(オ)に定める補助金の額以上である車両</p>

別表第3(第4条関係) 補助金の補助対象者

種類	補助対象者の要件
(ア)住宅用蓄電池	<p>①補助対象物件の設置費を負担し、当該物件を所有する者 ※設置費の支払いにおいて、支払完了まで補助対象物件の所有権が留保されるローン等を利用する場合は補助対象外。</p> <p>②補助対象物件を設置する住宅の所有者(他の者と共有する場合を含む) ※補助対象物件を設置する住宅の所有者が2親等内の親族であり、かつ、設置について当該所有者の承諾を受けた者も対象とする。</p> <p>③第6条に規定する交付申請の時点において補助対象物件を設置する住宅を住所として住民基本台帳に記載されている者 ※当該物件を所有する者が当該住宅に居住しないが、2親等内の親族が当該住宅を住所として住民基本台帳に記載され、当該物件を使用する場合は対象とする。</p>
(イ)事業所用蓄電池	<p>①補助対象物件の設置費を負担し、当該物件を所有する者 ※設置費の支払いにおいて、支払完了まで補助対象物件の所有権が留保されるローン等を利用する場合は補助対象外。</p> <p>②補助対象物件を設置する事業所の所有者(他の者と共有する場合を含む)、または当該事業所への設置について当該事業所の所有者の承諾を受けている者</p> <p>③第6条に規定する交付申請の時点において補助対象物件を設置する事業所において事業活動を営んでいる者</p>
(ウ)ヒートポンプ給湯機等	<p>①補助対象物件の設置費を負担し、当該物件を所有する者 ※設置費の支払いにおいて、支払完了まで補助対象物件の所有権が留保されるローン等を利用する場合は補助対象外。</p> <p>②補助対象物件を設置する住宅の所有者(他の者と共有する場合を含む) ※補助対象物件を設置する住宅の所有者が2親等内の親族であり、かつ、設置について当該所有者の承諾を受けた者も対象とする。</p>

	<p>③第6条の規定による交付申請の時点において補助対象物件を設置する住宅を住所として住民基本台帳に記載されている者</p> <p>※当該設備を所有する者が当該住宅に居住しないが、2親等内の親族が当該住宅を住所として住民基本台帳に記載され、当該物件を使用する場合は対象とする。</p>
(エ)住宅用電気自動車等	<p>①補助対象物件の購入にかかる費用を負担し、当該物件の自動車検査証における所有者である者</p> <p>※物件の所有権が留保された購入において、自動車検査証における所有者が自動車販売会社等の場合でも、車両購入者が使用者である場合は補助対象とする。</p> <p>②第6条に規定する交付申請の時点において自動車検査証における使用の本拠の位置を住所として住民基本台帳に記載されている者</p> <p>※当該物件を所有する者が当該住宅に居住しないが、2親等内の親族が当該住宅を住所として住民基本台帳に記載され、当該物件の使用主である場合は対象とする。</p>
(オ)事業用電気自動車等	<p>①補助対象物件の購入にかかる費用を負担し、当該物件の自動車検査証における所有者である者</p> <p>※物件の所有権が留保された購入において、自動車検査証における所有者が自動車販売会社等の場合でも、車両購入者が使用者である場合は使用者も補助対象とする。</p> <p>②第6条に規定する交付申請の時点において自動車検査証における使用の本拠の位置としている事業所において事業活動を営んでいる者</p>

別表第4(第5条関係) 補助金の額

種類	補助金の額等
(ア)住宅用蓄電池	<p>蓄電容量(公称蓄電容量) 1 kWhあたり 1万5千円(1台10万円を上限とする)</p> <p>※蓄電容量に上記の額を乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じるときはこれを切り捨てる。</p>
(イ)事業用蓄電池	<p>蓄電容量(公称蓄電容量) 1 kWhあたり 1万5千円(1台100万円を上限とする)</p> <p>※蓄電容量に上記の額を乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じるときはこれを切り捨てる。</p>
(ウ)ヒートポンプ給湯機等	1台の給湯機等に対し5万円
(エ)住宅用電気自動車等	1台の車両に対し15万円
(オ)事業用電気自動車等	1台の車両に対し15万円

別表第5(第6条関係) 交付申請書兼実績報告書に添付する書類

種類	添付する書類
(ア)住宅用蓄電池 (ウ)ヒートポンプ給湯機等	<p>①市長が別途指定する本人確認書類の写し</p> <p>(公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出</p> <p>マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等</p> <p>(公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出</p>

	<p>国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等</p> <p>②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し 受任者が同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し本人確認書類の写し</p> <p>③補助対象物件の設置に関する契約書等の写し</p> <p>④代金等の支払を証する書類の写し ア)現金または銀行振込で支払った場合 領収書または銀行振込明細書の写し イ)ローン・クレジットにより支払った場合 ローン等の契約書の写し(契約者、融資額、契約約款等が記載されたもの。補助対象物件の所有権が留保される契約は補助対象外)。 ※ア及びイの併用により支払った場合は両方を提出すること。</p> <p>⑤メーカー保証書の写し ※メーカー、型式、保証期間、設置場所の記載があるもの。</p> <p>⑥施工後のカラー写真 ※指定様式に貼付。別に定める注意事項に沿って撮影すること。</p> <p>⑦住宅用太陽光発電設備が設置済であること及び設備の出力値を確認できる書類の写し ※直近3月以内の売電明細書、FIT認定書類、系統連系書類等。</p> <p>⑧その他市長が必要と認める書類</p>
(イ)事業所用蓄電池	<p>①申請者が事業者であることの確認書類 【法人の場合】 商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内。インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可) 【個人事業主の場合】ア及びイ ア)開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し イ)市長が別途指定する本人確認書類の写し (公的機関が発行した顔写真付きの書類) 1点提出 マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等 (公的機関が発行した顔写真付きの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等</p> <p>②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し 受任者が個人事業主の同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し</p> <p>③補助対象物件の設置に関する契約書等の写し</p> <p>④代金等の支払を証する書類の写し ア)現金または銀行振込で支払った場合 領収書または銀行振込明細書の写し</p>

	<p>イ)ローン・クレジットにより支払った場合 ローン等の契約書の写し(契約者、融資額、契約約款等が記載されたもの。補助対象物件の所有権が留保される契約は補助対象外)。 ※ア及びイの併用により支払った場合は両方を提出すること。</p> <p>⑤メーカー保証書の写し ※メーカー、型式、保証期間、設置場所の記載があるもの。</p> <p>⑥施工後のカラー写真 ※指定様式に貼付。別に定める注意事項に沿って撮影すること。</p> <p>⑦事業所用太陽光発電設備が設置済であること及び設備の出力値を確認できる書類の写し ※直近3月以内の売電明細書、FIT認定書類、系統連系書類等。</p> <p>⑧その他市長が必要と認める書類</p>
(エ)住宅用電気自動車等	<p>①市長が別途指定する本人確認書類の写し (公的機関が発行した顔写真付きの書類) 1点提出 マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等 (公的機関が発行した顔写真付きの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等</p> <p>②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し 受任者が同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の写し本人確認書類の写し</p> <p>③補助対象物件の購入に関する契約書等の写し</p> <p>④代金等の支払を証する書類の写し ア)現金または銀行振込で支払った場合 領収書または銀行振込明細書の写し イ)ローン・クレジットにより支払った場合 ローン等の契約書の写し(契約者、融資額、契約約款等が記載されたもの。所有権が留保される契約の場合は、自動車検査証の使用者に申請者が記載されていること)。 ※ア及びイの併用により支払った場合は両方を提出すること。</p> <p>⑤自動車検査証記録事項の写し ※電子化された自動車検査証では確認できない事項があるため、自動車検査証記録事項の写しを提出すること。</p> <p>⑥住宅用太陽光発電設備が設置済であること及び設備の出力値を確認できる書類の写し ※直近3月以内の売電明細書、FIT認定書類、系統連系書類等。</p> <p>⑦その他市長が必要と認める書類</p>
(オ)事業所用電気自動車等	<p>①申請者が事業者であることの確認書類 【法人の場合】 商業・法人登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内。インターネットで取得した照会番号付き登記情報も可)</p>

	<p>【個人事業主の場合】ア及びイ</p> <p>ア)開業届または直近の確定申告書、市県民税申告書の写し</p> <p>イ)市長が別途指定する本人確認書類の写し (公的機関が発行した顔写真つきの書類) 1点提出 マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード等 (公的機関が発行した顔写真つきの書類がない場合) 2点提出 国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格 確認証、年金手帳・基礎年金番号通知書等</p> <p>②委任状(申請を委任する場合)に加え、以下の書類 受任者が行政書士の場合…行政書士証票の写し 受任者が個人事業主の同居の親族の場合…受任者の本人確認書類の 写し</p> <p>③補助対象物件の購入に関する契約書等の写し</p> <p>④代金等の支払を証する書類 ア)現金または銀行振込で支払った場合 領収書または銀行振込明細書の写し イ)ローン・クレジットにより支払った場合 ローン等の契約書の写し(契約者、融資額、契約約款等が記載さ れたもの。所有権が留保される契約の場合は、自動車検査証の使 用者に申請者が記載されていること)。 ※ア及びイの併用により支払った場合は両方を提出すること。</p> <p>⑤自動車検査証記録事項の写し ※電子化された自動車検査証では確認できない事項があるため、自 動車検査証記録事項の写しを提出すること。</p> <p>⑥事業所用太陽光発電設備が設置済であること及び設備の出力値を確 認できる書類の写し ※直近3月以内の売電明細書、FIT認定書類、系統連系書類等。</p> <p>⑦その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

別表第6(第11条関係) 法定耐用年数

補助対象物件	法定耐用年数
住宅用蓄電池	6年
事業所用蓄電池	6年
ヒートポンプ給湯機等	6年
住宅用電気自動車等	4年
事業所用電気自動車等	4年